② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have Grade A in Management and maintenance of building of offer of services in the Kanto-Koushin'etsu district in terms of the qualifications for participating in tenders by the National Diet Library (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

⑺ Time-limit for certification : 0 : 00 PM, February 2, 2016

⑻ Time-limit for tender : 0 : 00 PM, February 24, 2016

⑼ Contact point for the notice : Takashi Nakasato, Procurement Section, Accounts Division, Administrative Department, National Diet Library, 1―10―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8924 Japan TEL 03―3581―0714 FAX 03―3597―9406

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月4日

支出負担行為担当官

公正取引委員会事務総局官房総務課

会計室長　小菅　英夫

◎調達機関番号　024　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　23

⑵　調達件名及び数量

可動式書庫の調達

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期限　平成28年３月31日

⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

⑷　内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8987 東京都千代田区霞が関１―１―１中央合同庁舎第６号館Ｂ棟

入札手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係　電話：03―3581―5742

仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室　電話：03―3581―3378

⑵　入札説明書の交付方法

①　交付期間　本公告日から平成28年１月21日までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日。

②　上記３⑴の官房総務課会計室において手交する。

⑶　入札書の受領期限　平成28年１月25日午前11時

⑷　開札の日時及び場所　平成28年１月25日午後２時　公正取引委員会事務総局官房第２会議室（11階）

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約書の作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Kosuge, Head of Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, Japan Fair Trade Commission

⑵　Classification of the services : 23

⑶　Subject and quantity of the products to be procured : Procurement of movable archive 1 set

⑷　Fulfillment period : Mar 31　2016

⑸　Delivery place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers who shall :

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under Conservatorship or person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have grade「A」,「B」,「C」or「D」in "manufacture of products" or "selling of products" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

④　Not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 Jan 25 2016

⑻　Contact point for the notice : Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, Japan Fair Trade Commission, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8987, Japan. Phone ＋81―3―3581―5742

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月4日

支出負担行為担当官

総務省統計局長　會田　雅人

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　次期小売物価統計調査システム基盤機能提供業務　一式

⑶　調達件名の特質等　提案依頼書のとおり

⑷　履行期間　仕様書のとおり

⑸　納入場所　仕様書のとおり

⑹　入札方法　総合評価落札方式を行うので、入札金額を記載した入札書及び提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。